



® 平成 29 年 3 月 10 日 (金)

No. 14401 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第14回 スイス …… (1)

世界の知的財産法

第14回 スイス

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

スイス連邦(ドイツ語では「Schweizerische Eidgenossenschaft」、フランス語では「Confédération Suisse」、イタリア語では「Confederazione Svizzera」。以下「スイス」という)は、主権を有する23の州(Kanton)及び3つの準州から構成される共和制の連邦国家である。従って、スイスは連邦法を有するとともに、各地の州においては独自の州法

も存在する。

スイスの人口は約830万人にすぎないが、2つの優秀な連邦工科大学を擁し、これまでノーベル賞を受賞した科学者は22名にのぼり、高い科学技術研究開発能力を有するイノベーション国家であるといえる。また、近年、人口あたりの特許出願件数については、スイスは世界トップレベルを維持している。スイスには、ノバルティス及びロシュを始めとする

ー水素エネルギーの時代へー

特許業務法人

矢野内外国特許事務所

所長弁理士	矢野 寿一郎	副所長弁理士	正 津 秀明
弁理士	谷 村 昌宏	弁理士	岩 本 泰雄
弁理士	堀 喜代造	弁理士	矢野 浩太郎
弁理士	水 谷 靖	弁理士	柳 瀬 智之
弁理士	森 本 淳史	弁理士	松 下 計介



〒540-6134 大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 MIDタワー 34階
TEL 06-6944-0651 FAX 06-6944-0653 URL <http://www.patent-yano.gr.jp>

医薬品製造企業、ネスレを始めとする食品・飲料製造企業、ロレックスを始めとする腕時計製造企業²、ABBを始めとする機械製造企業のように、数多くのハイテク企業を擁する。

スイスは欧州連合 (EU) には加盟していないが、欧州評議会及び欧州自由貿易連合 (EFTA) に加盟している。2002年には、国連への加盟を果たした。また、シェンゲン協定、欧州人権条約等の国際条約にも加盟している。EUに加盟していないスイスは、本来、EU指令の国内法化の義務はないが、経済活動の円滑化等の目的から、自国の法制度を可能な限りEUの法規制に合わせるようにしている。スイスには、多くの国際機関 (例えば、世界貿易機関 (WTO)、世界保健機関 (WHO)、国際標準化機構 (ISO) 等) が本拠をおいている。

スイスでは、言語政策につき、「4言語主義」が採用されている。連邦の「国語」(連邦政府により公式に認められた言語) は、ドイツ語、フランス語、イタリア語及びロマンシュ語の4つである。これに対し、連邦の「公用語」(連邦政府の官公庁等において使用されるべき言語) は、基本的には、ドイツ語、フランス語及びイタリア語の3つであるが、ロマンシュ語の話者との意思疎通においては、ロマンシュ語もまた連邦の「公用語」であるとされている³。

ところで、日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及びイギリス法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律 (スイス法等) については、研究対象とされることが、比較的少なかったといえよう。しかし、ドイツ法、フランス法及びイギリス法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないと思われる。前述したさまざまな側面におけるスイスの重要性に鑑みると、スイスの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、今回は、スイスの知的財産法の概要を紹介することとしたい。

II スイスの法制度一般

スイスの法制度は、ドイツと同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いて

いる。スイス法は、ドイツ法とともに、日本、台湾、トルコ等多くの国の法制度に大きな影響を与えてきた。

スイス民法典 (Schweizerisches Zivilgesetzbuch (ZGB)) は、ドイツ民法典の強い影響を受け、1907年12月10日に制定され、1912年1月1日に施行された (その後も、幾度もの改正を経ている)。スイス民法典は、1926年に制定されたトルコ民法典に対して強い影響を与えた。スイス民法典は、親族法及び相続法だけでなく、物権法を含むものであるが、債務法については、別の法典であるスイス債務法典 (Bundesgesetz betreffend die Ergänzung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches (Fünfter Teil: Obligationenrecht: OR)) が1911年に制定されている。スイス債務法典は、その内容に契約法、会社法、手形小切手法等を含んでいることから分かるように、民法と商法を統合したものであり、その制定以降、多くの国の立法に影響を及ぼした。最近日本で検討されている「債権法改正」の議論において、スイス民法典及びスイス債務法典の体系及び内容が改めて注目されている。

スイス法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、英語による概説書として、『INTRODUCTION TO SWISS LAW Third Edition』(Edited by F. Dessemontet and T. Ansay, Kluwer Law International, 2004) がある。

インターネット上の情報としては、ウェブサイト「GloboLex」に、英語ではあるが、スイスの法制度や法令・判例の調査方法等に関するさまざまな情報が掲載されている⁴。

III 知的財産法全般

スイスの知的財産法制度は、主に、特許法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法等により構成されている。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

スイスは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、WTO協定、TRIPS協定、特許協力条約 (PCT)、欧州特許条約 (EPC)、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、